

公益財団法人豊橋市国際交流協会評議員等報酬等並びに費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人豊橋市国際交流協会（以下、「協会」という。）定款第16条、第31条及び第41条の規定に基づき、評議員、役員及び顧問（以下「評議員等」という。）の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第13条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 顧問とは、定款第41条に規定する者をいう。
- (4) 常勤役員とは、理事のうち、協会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定めるものをいい、報酬及び期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用とは、評議員等の職務の遂行に伴い発生する旅費をいう。

2 前項第6号の報酬等と第7号の費用とは明確に区分して取り扱うものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、日額とし、評議員会出席の都度、定額を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬は、日額とし、評議員会、理事会及び監事監査への出席の都度、定額を支給する。
- 4 評議員及び非常勤役員については、前2項に定める報酬以外の報酬等は支給しない。
- 5 常勤役員の報酬は、月額とし、報酬、管理職手当及び通勤手当を毎月支給する。
- 6 常勤役員に、毎年6月と12月に賞与を支給する。
- 7 顧問には報酬を支給しない。

第4条 前条の規定にかかわらず、評議員等が豊橋市職員である場合は、報酬等を支給しない。

(報酬等の額)

第5条 評議員の報酬は、定款第16条に定める金額の範囲内で、別表第1に定める額とする。

- 2 役員のうち常勤役員の報酬等は、別表第2に定める額とする。ただし、豊橋市職員の定年等に関する条例（昭和59年豊橋市条例第5号）第3条に規定する年齢までの者が常勤役員となる場合の月額報酬は、会長が別に定める。
- 3 役員のうち非常勤役員の報酬は、各年度の総額が50万円を超えない範囲内で、別表第1に

定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 常勤役員の報酬等の支給方法については、この規則に定めるもののほか公益財団法人豊橋市国際交流協会職員の給与支給の例による。

(費用弁償)

第7条 評議員等がその職務の遂行に当たって負担した旅費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 評議員等の旅費の支給額及び支給方法については、この規則に定めるもののほか公益財団法人豊橋市国際交流協会の旅費支給の例による。

(公表)

第8条 この規則は、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規則は、評議員会の決議により改正する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条第1項、第2項及び第3項関係）

評議員及び非常勤役員の報酬の額

職 名	報酬の額（日額）
評議員	6, 0 0 0 円
理 事	6, 0 0 0 円
監 事	6, 0 0 0 円

別表第2（第5条第2項関係）

常勤役員の報酬の額

種 類	報酬の額（月額）
月額報酬	2 5 5, 3 0 0 円
管理職手当	月額報酬の1 5 %
通勤手当	協会職員の例による

常勤役員の 賞与の額

支給月	基礎額	賞与の額（年額）
6 月 1 2 月	月額報酬に1 0 0 分の1 1 2 を乗じた額	基礎額に1 0 0 分の 4 9 0 を乗じて得た 額の範囲内で評議員会で決定する